

コミュニティ活動災害補償保険制度について

《コミュニティ保険の目的は？》

コミュニティ活動補償とは、町民が安心してコミュニティ活動を行うことができ、その結果、良好な地域社会の実現を図ることを目的とします。

《コミュニティ保険の対象は？》

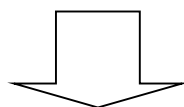
5名以上の共通の目的を持った町民により自主的に組織された団体又は個人をコミュニティ保険の対象とします。



- ① 地域社会活動、青少年育成活動、社会福祉・奉仕活動等の公共性のある直接活動を継続的、計画的に、あるいは臨時的に公共性のある活動を行っているもの。
- ② 企業活動として活動する会社、事業体内の団体でないもの。
- ③ 政治、宗教または営利を目的とする団体、及びこれに準ずる団体ではないもの。

《コミュニティ活動の範囲》

被保険者の活動の範囲は、町民団体等が本来の職場を離れての自由意志のもので行う継続的、計画的または臨時の公益性のある直接的活動（ただし、政治、宗教、営利を目的とするものを除く。）ならびに町および町が出資した法人の行う事業又は活動のうち、コミュニティ活動に類するもので町民が無報酬（実費弁償は除く。）で参加するものをいいます。



- ① 社会福祉・社会奉仕活動
- ② 地域社会活動
- ③ 青少年育成活動
- ④ 社会教育活動（スポーツ団体の練習中の活動を含む。）
- ⑤ 町主催事業への参加、手伝い
- ⑥ その他これらに類する事業又は活動

①【社会奉仕活動の具体例】

社会福祉施設援護活動（建物の修理、植木等の手入れ、清掃、リハビリテーション訓練の手伝い、行事手伝い、習い事指導、慰問、理容、美容、マッサージ、通園の送迎の介助、託児、カウンセリング、点訳、リーディングサービス、手話）、在宅老人、身障者等のホームヘルプ、ガイドヘルプ手話通話、就労・社会復帰のための援護等の活動およびこれらのための準備活動）

②【地域社会活動の具体例】

防犯活動、防火・防災活動、清掃活動（道路・河川・公園・排水溝・その他公共的施設の清掃）、資源ごみの回収、草刈り、リサイクル運動、交通安全運動、不法駐車駐輪追放活動、害虫防除・駆除の環境衛生活動、盆踊り、町内会祭り、運動会、町内会報の発行、回覧・掲示板貼付、研修会、募金活動、町民祭り、PTA活動（学校管理下中をのぞく）等の活動およびこれらのための準備活動

③【青少年育成活動の具体例】

子ども会、ボーイ・ガールスカウト、地域の青少年団体等の指導育成指導、家庭、地域文庫活動、非行防止パトロールなどの活動およびこれらのための準備活動

④【社会教育活動の具体例】

スポーツ・レクリエーション活動（ソフトボール、バドミントン、卓球、テニス、水泳、バレーボール、弓道、柔道、空手、拳法、居合道、ボクシング、サイクリング、バスケットボール、ハンドボール、バレーボール、キックベースボール、野球、なぎなた、レスリング、ヨット、サーフィン、相撲、ウィンドサーフィン、ラグビー、ボーリング、スキー、アーチェリー、アメリカンフットボール、ホッケー、ライフル射撃、オリエンテーリング、ハイキング、サッカー、ドッジボール、駅伝大会、歩こう会、ラジオ体操、ゲートボール、グラウンドゴルフ、マラソン大会、キャンプ、体力テスト、マスゲーム、たこあげ大会、身障者スポーツ大会、幼児体操、健康体操）等の活動及びこれらのための準備活動

文化活動（料理、コーラス、コンサート、映画上映、絵画、華道、茶道、吟剣詩舞道、民謡踊り、ダンス、短歌、俳句、盆栽、邦楽、謡曲、演劇、歴史学習、各種学習、講座、社会見学講演会、研修会、研究会）等の活動及びこれらのための準備活動

⑤【町主催事業の参加・手伝いの具体例】

町民運動会、国体事業へのボランティア協力、ゴミゼロ、河川クリーンアップ運動など。

- ◇ 前項に掲げた活動を行う団体及び人員は事前に登録を行わない無記名方式とし、潜在的団体及び個人の活動を含み、事故発生時点でコミュニティ活動であった場合にはそれを保険の対象とします。
- ◇ 所定の活動を行うにあたり、例えば自宅と通常の経路での往復移動中も保険対象となります（この場合、乗車されていた方全員の氏名等を提出していただくことになります）。

《補償内容》

町内に拠点を置く町民団体または町民個人が行うコミュニティ活動中に偶
然の事故により、

- (1) **当該活動に参加している個人（指導者を含む）が死亡、または傷害を被った場合**
- (2) **参加者又は参加者以外の第三者の身体あるいは財物に損害を与え、団体の主催者、責任者、指導者などが、法律上の賠償責任を負うことになった場合**

保険会社から保険金が支払われます。

【傷害保険】

コミュニティ活動に参加していた個人が急激かつ偶然な外来の事故により死亡または負傷した場合、保険料支払いの対象となります。

死亡保険金	被保険者1名につき、1000万円 （事故の日から180日以内にその傷害が原因で死亡した場合が対象となります。）
後遺障害 保険金	被保険者1名につき、30万円～1000万円 （事故の日から180日以内にその傷害が原因で身体に障害が残った場合、保険会社はその程度に応じて保険料を支払うことになります。）
入院保険金	1日につき5000円 （事故の日から180日以内にその傷害が原因で入院した場合、保険会社は、入院日数に対し、1日につき、上記保険金日額を事故の日から180日以内を限度として支払うことになります。）
通院保険金	1日につき3000円 （事故の日から180日以内にその傷害が原因で医師の治療を受けた場合、保険会社は、通院日数に対し、1日につき、上記保険金日額を事故の日から180日以内の90日を限度として支払うことになります。）

* 入院・通院両方ある場合は、合計（通算）して180日を限度とします。

【賠償責任保険】

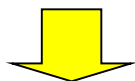
コミュニティ活動中に第三者の身体に傷害を与え、または第三者の財物を汚損・毀損・滅失し、法律上の賠償責任を負った場合に、保険会社は、損害賠償金・争訟費用を支払うことになります。

ただし、交通事故については被保険者の傷害保険は対象となりますが、賠償責任保険は対象となりません。

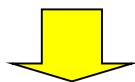
身体賠償	1名につき最高6000万円、1事故につき最高3億円 （食中毒事故についてのみ保険期間中の限度額3億円）。 ただし、 1回の事故につき5000円の自己負担を行う。
財物賠償	1事故につき最高300万円 （ただし、1回の事故につき5000円の自己負担を行う）

《事務手続について》

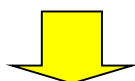
町民団体の代表者等が町へ「事故発生報告書」（役場総務課にあります。）を提出します（原則として事故発生日から14日以内に提出してください。）。



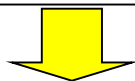
町は事故日、場所、事故状況を確認し、当該事故がコミュニティ活動中の事故であるか否か確認します。



町が対象事故であると判断した場合には、「事故審査通知書」（事故証明書）を発行します。



町は「事故発生報告書」及び「事故審査通知書」を保険会社に送付します。



通院又は損害賠償（修理等）が終了したら保険金の請求を行います。

賠償責任者・受傷者は請求書に必要事項を記入し、役場総務課に提出してください（保険給付額が10万円を超える場合には、別途診断書が必要となりますので、担当医師に作成を依頼してください）。

なお、保険金等は保険会社から直接賠償責任者・受傷者に支払われます。

*賠償責任の場合は、保険会社との協議、賠償相手方との協議、必要書類の添付などがありますので、その際説明します。

《保険対象とはならない活動》

【傷害責任事故・傷害事故共通の場合として】

- ① 指導者や参加者の故意による事故
- ② 地震、噴火、洪水などの自然災害によるもの
- ③ 戦争、変乱、暴動、労働争議など社会政治的騒じょうによる事故

【賠償事故の場合として】

- ① 施設の建設、改築、修理等の工事による事故
- ② 指導者などの同居の親族に対して負担する賠償責任
- ③ 交通事故
- ③ その他、社会通念上賠償責任による保険給付の対象外と認められるもの

【傷害事故の場合として】

- ① 山岳登山、ダイビング、グライダー搭乗などの危険を伴うスポーツ
- ② 脳疾患、疾病、心神喪失による事故
- ③ 喧嘩、自殺行為、犯罪行為による障害および他覚症状のないむち打ち症や腰痛
- ④ 無資格運転、酒酔い運転
- ⑤ その他、社会通念上傷害事故による保険給付の対象外と認められるもの